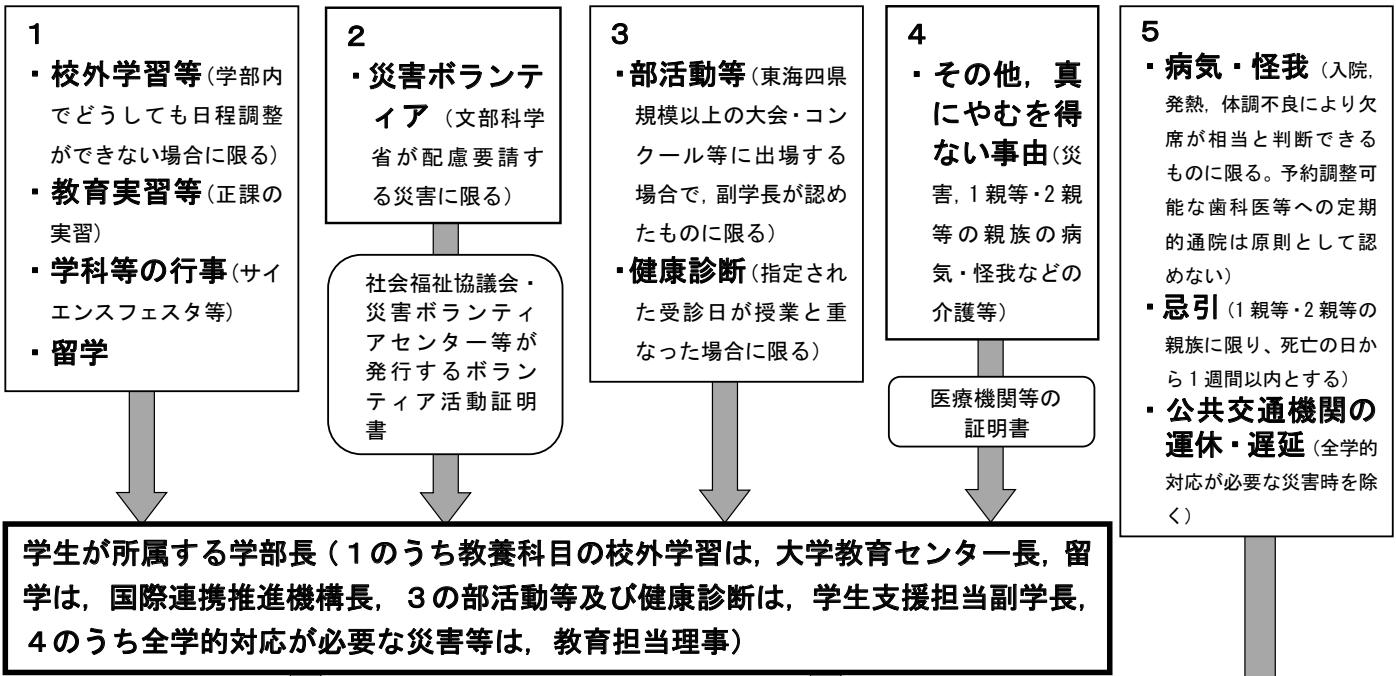


校外学習等で授業を欠席する場合のマニュアル

<欠席事由>



（手続1：関係部局長宛文書）

- ・学生が所属する学部長等から、関係部局長宛文書①-1(学生支援担当副学長は①-2)により、関係部局長に依頼

- ・大学教育センター長（全学教育科目）及び関係の学部長（専門科目）は、教授会・学科会議等で、教員に周知

（手続2：担当教員宛文書）

- ・学生が所属する学部長等から、担当教員宛文書②-1(学生支援担当副学長は②-2)を学生に交付
- ・健康診断の場合は、学生支援担当副学長から、担当教員宛文書③を学生に交付

- ・学生は担当教員宛文書②-1(又は②-2)を欠席する授業で提出
- ・健康診断の場合は、担当教員宛文書③を欠席した授業の後に授業担当教員に提出

※手続1と手続2はいずれも必須

・学生は、医療機関のレシート（病気・怪我）、会葬礼状（忌引）、運休・遅延証明書を欠席する授業で提出（提示）

授業担当教員は欠席扱いとしない

※ 欠席扱いとしないが、学生の側のレポートの提出や補講の義務を免除するものではない

※欠席扱いとしない回数は、原則として、全体で授業の1/5（通常授業で3回）までとする。